

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

提出者

15番 小美濃 安 弘

9番 高 野 恒一郎

2番 蔵 野 恵美子

4番 小 野 正 二

18番 山 本 ひとみ

25番 し ば みのる

武蔵野市議会議長 与 座 武 殿

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによるアスベスト被害は多くの労働者、国民に広がっている。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は発生しており、労働者や住民に被害が広がり続ける大きな公害問題である。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されている。

欧米諸国では、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴である。それは、アスベストのほとんどが建設資材として建設現場で使用され、そして国が建築基準法等で不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことにも大きな原因がある。

特に建設業は重層下請構造や多数の現場に従事することから、労災に認定されることにも数多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もない。国は石綿による健康被害の救済に関する法律を成立させたが、まだ不十分なもので、成立後、一貫して抜本改正が求められている。

アスベストを原因とする疾患に苦しむ患者は自ら何の落ち度もないのに、絶望的な痛みと苦しみの中で命を落とし、残された家族の悲しみは底なしの深さと言える。

今後も東日本大震災の復興事業や国土強靱化基本計画、オリンピック開催を進める上で発生する建築物の解体では、かつてない規模のアスベスト除去工事が行われる。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、下記事項を実現するよう、強く要望する。

記

- 1 建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとること。
- 2 アスベスト問題の早期解決を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 2 月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

衆 議 院 議 長	}	あて
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
環 境 大 臣		